

合併協定書

(進捗状況報告書)

1 合併の方式

柳川市、大和町、三橋町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年3月21日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、「柳川市」とする。

4 新市の事務所の位置

- 1 新市の事務所の位置は、現在の柳川市役所（柳川市大字本町87番地1）の位置とする。
- 2 現在の柳川市役所を柳川庁舎、大和町役場を大和庁舎、三橋町役場を三橋庁舎と呼称する。
- 3 庁舎の利用方式は、本庁方式とし、各市町の現庁舎に窓口業務を置く。ただし、本庁の施設規模を考慮し、本庁以外の庁舎に本庁の機能を一部分散する。
- 4 将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮し、地理的な中心部を念頭に検討する。

5 財産及び債務の取扱い

- 1 1市2町の財産（公有財産・出資による権利・基金）及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。
- 2 基金のうち、財政調整基金、減債基金、土地開発基金及び国民健康保険高額療養資金貸付基金は、合併時に統合するものとし、その他の基金については、旧市町単位で地域振興基金を創設し、10年間に限って特例的に運用する。ただし、三橋町の商工会館建設助成基金及び奨学資金等貸付基金は、従来の目的のまま引き継ぐ。

6 地域審議会の設置

- 1 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を、柳川市、大和町、三橋町の各区域において設置する。
- 2 地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

地域審議会の設置に関する協議

（設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4

第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

名 称	設置区域
柳川地域審議会	廃置分合前の柳川市の区域
大和地域審議会	廃置分合前の大和町の区域
三橋地域審議会	廃置分合前の三橋町の区域

（設置期間）

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

（所掌事務）

第3条 審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第4条 審議会の委員の数は、それぞれ15人以内とする。

2 委員は、設置区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

（任期及び失職）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときにおける補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

（会長及び副会長）

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の任命後、最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

- 3 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。
- 7 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長が定める部署において処理する。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

7 議会議員の定数及び任期の取扱い

- 1 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項（在任特例）の規定を適用し、現在の1市2町の議員は、合併の日から1年7カ月間、引き続き新市の議会議員として在任する。
- 2 地方自治法第91条第1項の規定に基づく議会議員の定数は、24人とする。ただし、在任特例期間終了後、最初に行われる議会議員の一般選挙における議員の定数は、30人とする。
- 3 公職選挙法第15条第6項の規定に基づく選挙区は、設置しない。

8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- 1 農業委員会等に関する法律第3条及び同法施行令第1条の3に定める要件により、新市に一つの農業委員会を設置する。
- 2 1市2町の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号（在任特例）の規定を適用し、合併後、1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定適用後、初めて実施する農業委員会の一般選挙における、選挙による委員の定数及び選挙区の取扱いは新市において調整する。

9 一般職の職員の身分の取扱い

- 1 柳川市、大和町、三橋町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐ。
- 2 職員数は、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。(平成18年3月策定済み)
- 3 給与、任用、配置その他の身分の取扱いは、公平に取り扱うものとする。

4 職名は、合併時に統一する。

10 地方税の取扱い

1 地方税の税率

- (1) 個人住民税の均等割は、年額3,000円とし、所得割は現行のとおりとする。
- (2) 法人住民税の均等割は、現行のとおりとし、法人税割の税率は、柳川市の例による。
- (3) 固定資産税は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は、現行の税率を採用する。
- (4) 特別土地保有税、軽自動車税及び市町村たばこ税は、現行のとおりとする。
- (5) 入湯税は、柳川市の例による。

2 地方税の非課税、減免

- (1) 非課税は、現行のとおりとする。
- (2) 減免は、合併時まで調整する。
- (3) 入湯税の課税免除は、柳川市の例による。

11 特別職の身分の取扱い

特別職（行政区長及び消防団員は除く。）の身分は、その設置、人数、任期、給与及び報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等は、法令の定めるところによる。給与の額は、柳川市の例をもとに調整する。
- 2 市議会議員の報酬の額は、合併時まで調整する。
- 3 行政委員会の委員数及び任期は、法令の定めるところによる。報酬の額は、柳川市の例をもとに調整する。
- 4 審議会、委員会等の付属機関は、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 現に1市2町で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。
 - (2) 1市、1町、1市1町又は2町にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。
 - (3) 人数、任期及び報酬額は、柳川市の例をもとに調整する。
- 5 その他の特別職で、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期及び報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。
- 6 新市の職務執行者については、1市2町の長が別に協議して定める。給与の額は、柳川市の例をもとに調整する。

12 条例・規則等の取扱い

条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・決定された各種事務

事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。

- 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行するもの
- 2 合併後、旧市町の区域に暫定的に施行するもの
- 3 合併後、逐次制定し、施行するもの

13 事務組織及び機構の取扱い

新市の事務組織及び機構は、総合的な住民サービスの向上に充分配慮しながら、合併協定項目「新市の事務所の位置」の確認事項並びに下記の「新市における事務組織及び機構の整備方針」により整備する。

- 1 新市における事務組織及び機構の整備方針
 - (1) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
 - (2) 住民の声を適正に反映することができる組織・機構
 - (3) 簡素で効率的な組織・機構
 - (4) さまざまな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
 - (5) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構

14 使用料・手数料の取扱い

- 1 使用料は、施設の内容及び建設年度が異なり、また、地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとし、減免規定は合併時まで調整する。ただし、同一または類似する施設の使用料は、新市において統一するよう努める。
 - (1) 柳川市民会館使用料は、住民が利用しやすいように、合併時までに見直す。
 - (2) 小・中学校施設及び温泉給湯の使用料は、柳川市の例による。
 - (3) 公園、漁港、道路及び行政財産の使用料は、合併時に統一する。
 - (4) 水路使用料は、新市において調整する。(平成17年8月調整済み)
- 2 手数料は、合併時に統一する。

15 一部事務組合等の取扱い

- 1 1市2町内で構成する一部事務組合
 - (1) 柳川市、三橋町、大和町消防厚生事業組合は、合併の日の前日に解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐ。
 - (2) 柳川、三橋下水道組合は、合併の日の前日に解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。
- 2 1市2町を越えて構成する一部事務組合
 - (1) 有明広域葬斎施設組合、大川市外1市2町衛生組合、柳川市外三カ町土木組合、花宗太田土木組合及び東山老人ホーム組合については、当該組合

と協議を行い、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

3 構成市町村が多数の一部事務組合等

- (1) 福岡県市町村災害共済基金組合及び福岡県自治振興組合については、当該組合と協議を行い、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- (2) 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合については、当該組合と協議を行い、大和町及び三橋町が合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に消防団員等公務災害補償等共済基金に加入する。
- (3) 福岡県自治会館管理組合については、当該組合と協議を行い、大和町及び三橋町が合併の日の前日に当該組合を脱退する。
- (4) 福岡県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日までに調整する。
- (5) 福岡県南広域水道企業団については、当該企業団と協議を行い、柳川市及び大和町が合併の日の前日に当該企業団を脱退し、新市において合併の日に当該企業団に加入する。
- (6) 有明広域市町村圏協議会については、当該協議会と協議を行い、合併の日の前日に当該協議会を脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。

4 土地開発公社等

- (1) 柳川市土地開発公社は、合併の日に定款変更等を行い、新市の土地開発公社として存続する。
- (2) 三橋町土地開発公社は、合併の日の前日までに解散し、合併の日に新市の土地開発公社にすべての財産を引き継ぐ。
- (3) 大和町開発公社は、合併の日の前日までに解散する。

16 町・字の区域及び名称の取扱い

- 1 町・字の区域については、現行のとおりとする。
- 2 町・字の名称については、次のとおりとする。
 - (1) 「大字〇〇（従来の名称）」中「大字」を削除する。
 - (2) 「柳川市大字〇〇」を「柳川市〇〇」とする。
「山門郡大和町大字〇〇」を「柳川市大和町〇〇」とする。
「山門郡三橋町大字〇〇」を「柳川市三橋町〇〇」とする。

17 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、各団体の実情・自主性等を考慮しながら、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 1市2町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう支援に努める。

- 2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう支援に努める。
- 3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

18 各種団体への補助金・交付金の取扱い

各種団体への補助金・交付金は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において補助金等審査会（仮称）を早急に設置し、交付基準等を検討した上で、合併後2年間で調整する。（平成19年1月調整済み）

ただし、統合された各種団体に対する補助金・交付金については、新市の補助金交付基準が整備されるまでの間は、現行の制度・交付額を基本に調整する。

19 慣行の取扱い

- 1 市章及びシンボルマークは、合併時まで公募し、協議会で決定する。
- 2 市の花・木・歌、市民憲章及び宣言は、新市において調整する。（平成18年9月1日市の花・木を制定）
- 3 行事（式典等）は、合併時まで調整する。
- 4 姉妹都市等は、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて調整する。
- 5 表彰は、新市において調整する。（平成17年3月調整済み）

20 国民健康保険事業の取扱い

- 1 税率、賦課方式等
 - (1) 国民健康保険の税率は、医療費等の動向を考慮しながら、合併時に統一する。（1人当たりの平均保険税額は、現在各市町ほぼ同額であるので、16年度の平均保険税額に医療費の増減分を加味した額となるよう調整する。）
 - (2) 賦課方式は、医療保険分を所得割、資産割、均等割、平等割の4方式、介護保険分を所得割、均等割、平等割の3方式とする。
 - (3) 納期は、大和町、三橋町の例により年10期（6月～翌年3月）とし、算定は柳川市の例により7月本算定とするよう調整する。
 - (4) 徴収方法は、現行の口座振替及び納付書納付を新市に引き継ぐ。
- 2 国民健康保険保険給付費支払準備基金
 - (1) 国民健康保険保険給付費支払準備基金（国民健康保険財政調整基金）は、新市に引き継ぐ。
- 3 給付事業
 - (1) 保険給付事業（出産育児一時金及び葬祭費）は、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (2) 高額療養費貸付事業は新市においても引き続き行い、貸付金額等の事業内容は合併時まで調整する。
 - (3) はり、きゅう、マッサージ施設利用事業の国民健康保険分は、柳川市の

例により調整する。

4 保健事業

(1) 啓発事業の健康優良表彰事業及び医療費通知事業は、新市において事業を引き継ぎ、他の事業は合併時までに調整する。

(2) 単独事業のうち、健康診査事業は新市に引き継ぐ。人間ドック事業は三橋町の例により実施し、他の単独事業は合併時までに調整する。

5 国民健康保険運営協議会

(1) 国民健康保険運営協議会は新市で新たに設置し、委員構成については類似団体と比較し、合併時までに調整する。

21 介護保険事業の取扱い

1 介護保険事業については、新市において法令の定めに基づき実施する。

2 介護保険事業の実施方法については、合併時までに調整する。

22 行政区の名称及び区域の取扱い

1 行政区の区域は、当面現行のとおりとし、新市において見直す。

2 行政区の名称は、現行のとおりとする。ただし、同一名の行政区については、合併時までに調整する。

3 行政区の組織、行政区長及び隣組長（班長）の業務内容、報酬等は、合併時までに調整する。

23 広報広聴の取扱い

1 広報

(1) 広報紙は、発行日、発行回数及び配布方法を合併時までに調整する。

(2) 声の広報は、協力を得ている各ボランティア団体と協議し、合併時までに調整する。

(3) 市勢要覧は、新市において速やかに発行する。（平成17年12月発行済み）

(4) ホームページは、新市において開設する。（平成17年3月開設済み）

(5) 情報公開制度は、合併時までに調整する。

2 広聴

(1) 行政への意見・要望の聴取の方法は、新市において調整する。（平成17年3月調整済み）

24 消防団の取扱い

1 1市2町の消防団は、合併時に再編する。

2 団員の年齢は、18歳以上とする。

3 団長、副団長及びその他の役員の任期は、1期2年とする。

4 消防団の定数は、729人以内とする。

- 5 新市の消防団は、団長1人、副団長3人とする。ただし、合併年度及びそれに続く4年度間は、団長3人、副団長7人とし、団長のうち1人を総括団長とする。
- 6 報酬及び費用弁償については、合併時まで統一する。

25 消防防災の取扱い

- 1 防災会議は、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を策定する。(平成18年12月策定済み)
- 2 水防協議会は、合併時に新たに設置し、新市において水防計画を策定する。(平成18年5月策定済み)
- 3 災害対策本部は、合併時に組織を編成する。

26 人権に関する事業の取扱い

- 1 人権啓発事業等
 - (1) 人権啓発事業は、差別のないまちづくりを推進するため、各市町の取り組みを尊重し、新市において、より積極的な啓発に努める。
 - (2) 人権擁護及び同和問題に関する条例は、合併時に統一する。
- 2 男女共同参画事業
 - (1) 男女共同参画を推進するため、新市において行政組織体制を確立(平成17年12月設置済み)し、行動計画の策定及び事業の推進に努める。
 - (2) 男女共同参画推進協議会は、新市において設置する。(平成18年1月設置済み)

27 納税に関する取扱い

- 1 地方税の納期
 - (1) 個人住民税は、柳川市の例により合併時まで調整する。
 - (2) 法人住民税は、現行のとおりとする。
 - (3) 固定資産税は、柳川市の例により合併時まで調整する。
 - (4) 入湯税は、柳川市、大和町の例による。
 - (5) 市町村たばこ税は、現行のとおりとする。
- 2 納税方法
 - (1) 口座振替及び納付書で行うものとする。
 - (2) 納付については、口座振替を推進する。
 - (3) 大和町の納税組合及び前納報奨金は、合併時に廃止する。

28 窓口の取扱い

- 1 昼休みの対応など窓口サービスは、住民サービスを向上させるよう合併時に統一する。
- 2 総合窓口については、大和町の例をもとに、新市において速やかに導入を

図る。

- 3 夜間、休日サービスを向上させるため、自動交付機を各庁舎に設置する。

29 各種福祉事業の取扱い

1 総合福祉

- (1) 民生児童委員及び主任児童委員は現状のまま新市に引き継ぎ、委員数は新市において調整する。
- (2) 民生児童委員及び主任児童委員活動費は支給し、支給額は新市において調整する。(平成17年4月調整済み)
- (3) 民生委員推薦会委員数は、合併時に法定数内で調整する。
- (4) 災害弔慰金は、現行のまま新市に引き継ぐ。償還は半年賦償還とする。
- (5) はり・きゅう・マッサージ施設利用事業の一般会計分は、三橋町の例をもとに合併時まで調整する。
- (6) 福祉施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。

2 高齢者福祉事業

- (1) 1市2町で取り組んでいる国・県補助事業は、現行の実施方法・メニュー等を調整し、新市において実施する。
- (2) 敬老祝金支給事業は、三橋町の例をもとに調整する。
- (3) 高齢者生きがい活動支援通所事業は、平成16年度から国の補助が廃止されるので、介護予防事業の機能訓練B型（いきいきクラブ等）に漸次移行する。

3 障害者福祉事業

- (1) 国・県の法定及び補助事業は、現行の実施方法等を調整し、新市において推進する。
- (2) 施設間の相互利用事業及び訪問入浴サービス事業は、新市において推進する。
- (3) 身体障害者自動車改造助成事業は、柳川市の例による。
- (4) 重度障害者に対する見舞金の支給は廃止し、障害者福祉タクシー利用券支給事業の充実を図る。
- (5) 自動車燃料費助成事業は、廃止する。
- (6) 障害者福祉計画は、1市2町で策定した計画をもとに、新市において新たに策定する。(平成19年3月策定済み)

4 児童福祉事業

- (1) 保育所徴収金（保育料）の階層区分は、大和町及び三橋町の例による。
- (2) 保育所徴収金は、合併時に統一する。
- (3) 第3子からの保育所徴収金は、柳川市の例により無料とする。
- (4) 学童保育事業（児童館を含む）は、現行のまま新市に引き継ぎ、地域の要望等を踏まえて充実する。
- (5) 特別保育事業及び子育て支援短期利用事業は、柳川市の例により促進す

る。

30 保健事業・医療制度の取扱い

1 がん検診等事業

(1) 各種がん検診等事業は、1市2町の実施内容が同じであり、新市において引き続き実施する。

2 健康づくり事業

(1) 食生活改善教室（食生活改善推進員養成講座）は、統合する方向で調整する。

(2) 健康まつりは、合併時までに調整する。

(3) 新世紀健康まちづくり推進基本計画は、新市において実施していくよう努める。

(4) 単独事業は、合併時までに協議・調整する。

3 老人保健事業

(1) 健康診査及び各種肝炎ウイルス検診は、1市2町とも法の定めにより実施しているので、新市において引き続き実施する。

4 母子保健事業（健診・健康相談）

(1) 1市2町で行っている各種健康診査事業は、新市において継続し、内容を充実する方向で調整する。

(2) 健康相談事業は、合併時までに柳川市のメニューを基本に調整する。

5 予防接種事業

(1) 1市2町で行っている各種予防接種事業は、新市において継続する。

(2) 予防接種健康被害調査委員会は、新市において新たに設置する。

6 介護予防事業

(1) 介護予防事業は合併時までに事業メニューを調整し、新市において継続する。

7 救急医療対策

(1) 医師会の救急医療業務（在宅当番医制・病院群輪番制）及び歯科医師会休日救急診療は、新市において引き続き加入する。

8 各種医療制度

(1) 老人医療は法に基づく事業であり、また、重度心身障害者医療費、乳幼児医療費及び母子家庭等医療費は県事業であるため、新市において継続する。

31 水道事業の取扱い

1 水道料金等

(1) 料金に関する取扱いは、柳川市、三橋町の例による。

(2) 加入金は、柳川市、三橋町の例による。

(3) メーター使用料は、廃止する。

2 徴収事務等

- (1) 料金徴収方法は、大和町の例による。
- (2) 料金の減免は、現行のとおりとする。
- (3) 工事補助は、柳川市の例による。

3 手数料

- (1) 設計手数料は合併時に廃止し、その他の手数料は、柳川市、三橋町の例による。

32 環境衛生事業の取扱い

- 1 ごみ処理及びし尿処理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 小型合併処理浄化槽設置補助については、大和町、三橋町の例による。
- 3 生ゴミ処理機等設置補助は、調整して新市に引き継ぐ。
- 4 環境衛生に関する事業は、合併時まで調整する。
- 5 環境審議会は、新市において新たに設置する。(平成17年3月設置済み)

- 6 新市において、環境基本法に基づく環境基本計画を策定する。

33 商工・観光事業の取扱い

1 商工業事業

- (1) 商工業振興施策は、商店街空き店舗活用事業や商品券発行事業などの事業を積極的に取り組めるよう新市において調整する。
- (2) 企業誘致制度は、新市において優遇措置を盛り込んだ新たな制度を創設する。(平成18年9月創設済み) また、大和町における産炭地域振興施策は、新市に引き継ぐ。
- (3) 中小企業経営支援は、合併時まで調整して新市に引き継ぐ。経営安定資金融資信用保証料補助金は、柳川市、大和町の例をもとに調整する。

2 観光事業

- (1) 観光振興施策は新市に引き継ぐとともに、新たに地域の特色を生かした施策を展開する。
- (2) 観光基本計画は、新市において地域の観光資源を総合的に有効活用して新たに策定する。
- (3) 1市2町で行われている各種イベントは、地域の活性化を図るため、新市において地域性、趣旨などを尊重して調整する。

3 勤労者、消費生活事業

- (1) 雇用促進事業、消費生活相談事業、勤労者福祉事業などは新市に引き継ぐ。

34 農水産事業の取扱い

1 農業

- (1) 地域農業マスタープランは、新市において新たに策定する。(平成18年調整済み)
- (2) 農業振興地域整備計画は現行のまま新市に引き継ぎ、新市において見直しを検討する。なお、農業振興地域整備に係る協議会は、合併時まで調整する。
- (3) 地域水田農業ビジョンは、新市において統一する。(平成18年7月策定済み)
- (4) 農業振興に関する国・県補助事業は、生産者ニーズに応えるため最大限に活用し、新市において積極的に推進する。
- (5) 1市2町の単独の農業振興事業は、事業の趣旨、実績、効果を的確に把握し、新市において調整する。
- (6) 認定農業者、担い手の生産組織などは、新市に引き継ぐ。
- (7) 農業近代化資金利子補給事業などの経営支援は新市に引き継ぐとともに、利子補給率は合併時に統一する。
- (8) 農業生産基盤の整備は、新市においても引き続き積極的に推進する。
- (9) 土地改良事業の受益者負担金元利償還金補助は、現行のまま新市に引き継ぐ。

2 緑化の推進

- (1) 緑化推進事業は、新市に引き継ぐ。

3 水産業

- (1) 水産業の振興は、新市において積極的に事業を推進する。
- (2) 福岡県水産振興対策事業の負担割合は、新市において統一する。
- (3) 有明海の早期再生のため、新市においても国・県と連携し、積極的に漁場の保全に努める。
- (4) 水産業生産基盤の整備及び計画は、新市においても引き続き積極的に推進する。
- (5) 漁業近代化資金利子補給事業などの経営支援は新市に引き継ぐとともに、利子補給率は合併時に統一する。

35 建設事業の取扱い

1 道路

- (1) 市町道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、道路種別は、新市において見直す。
- (2) 道路整備計画については、新市において新たに策定する。また、事業実施については、新市において調整する。
- (3) 用地費、補償費の基準について、合併前からの継続事業分は現行のとおりとし、新規事業分は合併時に統一する。
- (4) 市町道の管理については、新市で速やかに調整する。

2 水路

- (1) 水路（クリーク）及び水辺環境保全に対する取り組みは、新市においても積極的に推進する。
- (2) 水路整備について、合併前からの継続事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。
- (3) 水路管理条例は合併時に新たに制定し、水路の管理方法は新市で速やかに統一する。

36 都市計画事業の取扱い

1 都市計画区域等

- (1) 都市計画区域は新市に引き継ぐこととし、新市において必要に応じて見直す。
- (2) 都市計画マスタープランの策定及び法定の都市計画審議会の設置（平成17年3月設置済み）は、新市において速やかに行う。

2 都市計画関連事業

- (1) 柳川駅東部土地区画整理事業は、新市に引き継ぐ。
- (2) 密集住宅市街地整備促進事業は、新市に引き継ぐ。
- (3) 街路事業は新市に引き継ぐ。一部の街路については都市計画マスタープランの策定及び都市計画決定の際に見直す。
- (4) 公園整備事業は、現在の整備計画を新市に引き継ぐとともに、公園管理については合併時まで調整する。
- (5) 緑の基本計画は、新市において速やかに策定する。
- (6) 国土調査事業は、新市に引き継ぐ。なお、大和町の一部については数値法により再調査を実施する。
- (7) 公共下水道事業は、現状のまま新市に引き継ぐとともに、その他の下水道事業は新市において調整する。
- (8) 景観条例は、新市において制定する。

37 公営住宅事業の取扱い

1 施設整備

- (1) 1市2町の公営住宅の整備計画は、新市に引き継ぐ。
- (2) 「公営住宅ストック総合活用計画」は、新市において速やかに策定する。（平成19年3月策定）

2 使用料等

- (1) 使用料（家賃）は、公営住宅法及び公営住宅法施行令に基づき算出するため、新市において現行の料金体系を引き継ぐ。
- (2) 住宅管理（設置）条例及び条例施行規則は、新市において制定する。

38 学校教育事業の取扱い

1 学校教育施設

(1) 各市町の施設整備計画を尊重しながら、新市において新たな整備計画を作成し、小・中学校の均衡ある整備を行う。(平成17年度策定済み)

2 学校教育事業

(1) 要保護・準要保護児童生徒の就学援助費は、柳川市の例による。

(2) 修学旅行実施基準は、柳川市の例による。

(3) 教育研究所は、新市に引き継ぎ、より一層の拡充、整備を図る。

3 通学区

(1) 通学区は、合併後も当面は現状のままとし、新市において住民の意向を踏まえ児童生徒数の動向並びに小・中学校の適正規模及び適正配置の観点から検討を行う。

4 学校給食

(1) 学校給食の実施方式は、現状のまま新市に引き継ぐ。

(2) 柳川市の中学校給食は、合併後早急に検討し実施する。(平成19年4月実施)

(3) 1食単価、給食回数は、三橋町の例による。

(4) 給食費は、大和町の例による。

(5) 基本メニューは、合併時に統一する。

39 生涯学習事業の取扱い

1 社会教育・体育施設

(1) 生涯学習施設は、現状のまま新市に引き継ぐ。なお、住民の教育向上及び健康保持のために、充実した施設環境の整備に努める。

(2) 公民館施設及び体育施設は、合併時に休館日・開館時間帯を統一し、その他の施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2 公民館

(1) 市民の地域活動を促進するため、学習活動、健康づくり、コミュニティ活動等の拠点となる校区等を単位とした公民館を整備する方向で検討する。新市において、財政的な負担を考慮しながら公民館の適正な管理運営に努める。

(2) 大和町中央公民館・三橋町中央公民館は、それぞれ大和町公民館、三橋町公民館として、新市に引き継ぎ、新たな公民館組織は合併時までに調整する。

(3) 町内公民館(分館)の建設補助金は、大和町の例による。なお、公民館の活動補助金、館長謝礼等は、合併時までに調整する。

3 図書館

(1) 図書館・図書室を有効活用するため、合併後速やかに図書館利用カード1枚で対応できるようネットワークを整備する。

(2) 図書館サービス(休館日・利用時間・貸出冊数等)は、合併時に統一する。

(3) 大和町雲龍の館の図書室は、拡充する方向で検討する。

4 各種講座・行事・大会

(1) 共通する各種講座・行事・大会は合併時に統合し、その他の事業は合併時まで調整する。

5 文化財

(1) 国・県指定、市・町指定文化財は、新市に引き継ぐ。

(2) 新市において、文化財の指定基準を設け、適切な保護に努める。(平成18年3月調整済み)

40 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。